

広域連携モデル構築事業委託業務仕様書

1 業務名

広域連携モデル構築事業委託業務

2 事業の目的

老人保護措置費支弁額には、物価高騰や介護職員の処遇改善等に応じた適時適切な改定が求められるが、市町村独自で支弁額を改定することは、支弁額の算定基準や地方財政措置等、多様な知見が必要となり事務負担が大きいことから、介護報酬の改定や交付税の算定における算入単価等、共通で改定すべき事項について、都道府県が広域的視点から算定基準を設定するとともに、各市町村での事務処理を前提に、都道府県として事例の収集、共有をする機会を設けることにより、市町村による適時適切な改定を支援する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の内容

(1) 会議開催・運営の補助

ア 実施内容

老人保護措置費支弁額改定に向けた会議の開催（現在の事務の課題点、新しい役割分担について協議、検証等）にあたり、会議に係る連絡調整、会議資料の作成、会場の設営等の事務を行う。

イ 実施回数

- ・養護老人ホーム所在市町対象の会議（以下、所在市町会議という。） 2回
- ・全市町村対象の会議（以下、全市町村会議という。） 1回

ウ 参加者

- ・所在市町会議：養護老人ホームが所在する10市町（担当者）
- ・全市町村会議：県内44市町村（担当者）

(2) 調査の実施

ア 実施内容

- ・養護老人ホーム入所措置事務について、今後の在り方を検討するため、アンケート調査を実施
- ・入所措置事務指針について、他県事例の収集

- ・アンケート調査結果のとりまとめ（全市町村会議において報告）
- イ 実施回数
 - ・アンケート調査 1回
 - ・その他の情報収集 随時
- ウ 調査対象者
 - ・茨城県内 44 市町村及び県内 12 養護老人ホーム
 - ・他都道府県

（3）報告資料作成

- ア 内容
 - 広域連携モデル構築事業の報告書等（措置費改定マニュアルを含む。）の作成
- イ 実施回数
 - 中間報告、最終報告 各 1 回

5 委託業務の管理

（1）定期的な打合せの実施

月に 1 回程度、オンライン形式または対面形式による打合せを行う。

（2）その他

県は、必要に応じ、受託者に対して上記 4 の業務について、報告を求めることができるものとする。受託者は、県の求めがあった場合には速やかに県へ報告しなければならない。

6 実績報告

上記 4 の業務が全て完了した時点で速やかに、遅くとも令和 9 年 3 月 31 日までに実績報告書を作成し、県へ提出すること。

7 その他

（1）関係書類の整備・保存

委託業務の実施にあたっては、関係帳簿類や支出根拠となる資料を整備し、委託業務終了後 5 年間保存すること。

（2）県との協議

本業務委託仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定するものとする。

（3）著作権について

本業務で得た成果物についての著作権は県に帰属する。